

行政法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

行政処分に対する差止訴訟の提起と仮の差止めの申立ての理解を問う問題である。

設問 1 は、都市公園法に基づく除却命令を阻止するために差止訴訟が提起できるかについて、訴訟要件（行訴法 37 条の 4 第 1～4 項）を順次検討することを求めるものである。すなわち、①除却命令が一定の処分であること、②処分がされる蓋然性があること（行訴法 3 条 7 項）、③重大な損害が生ずるおそれがあること、④他に適当な方法があるとはいえないことを順次検討して欲しい。とくに、③「重大な損害」要件については、判例（最判平成 24 年 2 月 9 日民集 66 卷 2 号 183 頁）の見解を踏まえた論述が望まれる。なお、原告適格、被告適格についても触れて欲しい。

設問 2 では、仮の救済制度としての仮の差止めの申立て（行訴訟 37 条の 5 第 2～4 項）について、「重大な損害」と「償うことのできない損害」の違いについて触れながら論じることを求めるものである。

以上